

# 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和3年2月22日（月）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣  
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司  
議員 小池 正夫 議員 石川 義光  
議員 關 守 議員 大和田和男  
議員 富山 豪 議員 花島 進  
議員 寺門 厚 議員 古川 洋一  
議員 萩谷 俊行 議員 勝村 晃夫  
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛  
議員 君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子  
次長補佐 大内 秀幸 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文  
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之  
政策企画課長 益子 学 政策企画課長補佐 岡本 哲也  
総務部長 加藤 裕一 総務課長 飛田 良則  
総務課長補佐 飛田 建 保健福祉部長 川田 俊昭  
こども課長 篠原 広明 こども課長補佐 住谷 孝義  
介護長寿課長 藤咲富士子 介護長寿課長補佐 照沼 克美  
保険課長 生田目奈若子 保険課長補佐 鈴木 伸一  
健康推進課長 加藤 裕一 健康推進課長補佐 玉川祐美子  
農政課長 浅野 和好 農政課長補佐 綿引 勝也  
商工観光課長 石井 宇史 商工観光課長補佐 秋山雄一郎  
学校教育課長 会沢 実 学校教育課長補佐 平野 玉緒

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告  
…委員長報告のとおりとする
- (2) 執行部への要望書案（新型コロナウイルス感染症対策）の取りまとめについて  
…執行部より説明あり
- (3) ICT導入について

…現状の説明

(4) 那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等について

…執行部より説明あり

開会（午前10時02分）

事務局長 それでは、全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶のほうをお願いしたいと思います。

議長 改めまして、おはようございます。

令和3年の第1回定例会に際しまして、皆さんには大変ご多用の中、この全員協議会にご出席を賜りました。大変ご苦労さまでございます。

いろいろ、新聞等マスコミによりますと、新型コロナウイルス対策についてのワクチン接種、今日の報道にもありましたのが、ワクチンの製造が大分遅れているというようなことで、日々いろいろ状況が変わってきている、そういう中でございます。市長はじめ執行部におかれましても、計画がぼつぼつ変わる、こういう中での対応、今後ともひとつ市長、リーダーシップにのっとりまして対応を引き続きお願い申し上げます。

先ほど申し上げましたが、ちょうど季節の変わり目でございます。ひとつ、各議員におかれましては体調管理には十分ご配慮願いながらこの定例会に臨んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。ご苦労さまでございます。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長にお任せいたします。よろしくお願いいたします。

議長 会議は公開しております。傍聴可能でございます。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送しております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔に、そして明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方、ひとつご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局職員が出席をしております。

まず、最初に市長からご挨拶をいただきます。

市長 おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営につきまして格段のご配慮を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策に関わる諸施策にご理解、ご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。今日、小池議員がお見えになりまして、大変うれしゅうございます。どうぞ、議長からもありましたように、徐々に慣

らしていただいて、また議会の一員としてご活躍をご期待申し上げます。

新型コロナウイルスに関しましては、お話にもありましたけれども、茨城県のほうは独自の緊急事態宣言を今月28日まで延長しております。今だ終息が見えない、そういう状況にもあると考えております。市内の病院では、クラスターが残念ながら発生をしております。感染者が70人を超える、そういう状態になっておりますけれども、ご承知のように一般市民の方々からは出ていません。そういった意味では、市内は落ち着いているということも言えると思います。しかし、予断を許さない状況は続きますので、引き続き感染症対策に万全を期すことが重要でありますので、切れ目のない対策を進めてまいります。

また、感染症に対するワクチン接種につきましては、今月8日にワクチン接種対策室を設置いたしました。職員8人体制、後に会計年度任用職員も入れる予定ありますけれども、そういったことでスタートをいたしております。しかしながら、これまでに経験したことのない取組でございますので、ワクチン接種対策室を中心に市民の安心・安全を第一に全庁的に取り組んでまいりますので、議員の皆様には今後ともお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、第1回定例会の会期日程の審議及び新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等につきましてご報告をさせていただきます。何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

まず、最初に議会運営委員会、萩谷委員長から報告を願います。

萩谷議員 改めて、皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の開催及び結果につきまして、ご報告いたします。

先ほど議会第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和3年第1回定例会について審議いたしました。

本日の議会運営委員会、全員協議会共通の資料をご覧ください。

提出予定議案は、ご覧のとおり、条例改正や新年度予算などの議案が26件です。いずれも第1回定例会中に上程し、議案26件につきましては資料3から4ページの委員会付託表（案）のとおり各常任委員会に付託し審議することに決定いたしました。

常任委員会協議、報告案件は19件であります。常任委員会ごとの案件名は資料2ページのとおりで。

次に、請願・陳情につきましては、締切日までに提出がなかったため協議する案件はございません。

一般質問は9名の議員から通告がありました。通告内容及び予定時間につきましては、資料の5ページから通告順に記載してございます。

先ほど議会運営委員会で抽せんを行い、別紙一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。第1回定例会においては、一般質問の日程を2日間とし、3月4日、原田議員から寺門議員までの6名、3月5日、大和田議員から石川議員までの3名で実施することを決定いたしました。

以上の決定事項により、定例会の会期日程（案）は別紙のとおり3月2日から3月19日までの18日間とすべきものと決定いたしました。

議案質疑・討論の通告につきましては、会期日程（案）をご覧の上、通告される場合は遺漏のないようお願いいたします。また、今回の一般質問の通告内容につきまして、重複している内容がございます。議会運営に関する申合せ内規では、質問者間で調整をし、重複した質問はできるだけ避けるように努めるとしております。該当する方には文書でお知らせしておりますので、調整をお願いいたします。

次に、会期日程（案）の初日に記載しております茨城県後期高齢者医療広域連合議会一般選挙についてでございますが、このたび任期満了に伴いまして那珂市議会からの選出議員を選挙するものです。慣例により教育厚生常任委員長、富山議員を選出することといたしました。定例会初日に選挙第1号として上程し、指名推選により採決を行いますのでよろしくをお願いいたします。

以上、ご報告申し上げます。

議長 委員長からの報告が終わりました。何か確認したいことはございますか。特にないですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長 なければ、委員長報告のとおり決定をいたします。よろしくお願いをいたします。

事務局長 ただいま議運の委員長のほうから会期日程等の報告がございました。それから、3月定例会のコロナ対応についてでございますけれども、ただいま議会運営委員会のほうでもお話を申し上げましたが、12月定例会と同様な対応で、9月の定例会に実施したような一般質問での人数の減員というか、そういうことはしないで12月の対応と同じにするということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長 暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時13分）

議長 再開をいたします。

続きまして、執行部への要望書（案）新型コロナウイルス感染症対策について、事務局から説明を願ひます。

事務局長 それでは、ご説明いたします。

資料のほうに要望（案）として新型コロナウイルスワクチン接種などに関する緊急要望

ということで資料がありますので、お開きをいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

これにつきましては、正副議長のほうからコロナワクチン接種が始まりますということで、今後様々な状況が想定されるので万全を期してやってほしいということで緊急的に要望書を出してはどうかということで、事務局のほうで素案をつくりまして皆様にお配付し、皆様からのご意見を伺ったところでございます。

まず、1枚目の要望事項といたしましては、まず1番としてはコロナウイルスワクチンを安心して接種できるように、市民が十分理解をした上で接種が受けられるような体制をしてほしいということと、あとは安全で速やかに実施できる体制をしてほしいということ。それから、2番としては、コロナ禍におきまして生活が困窮しているとか、事業者においても困っているとか、そういう方がいらっしゃるということで、そういうことが支援できるような相談体制であるとか、そういう部分を十分にしてほしいということで当初皆様にお示したところでございます。その後ろに、4名の議員からご意見等がございました。

まず、古川議員のほうからは、現在、県が抗原検査というのを保健施設、特に高齢者がいるような施設に対して実施をするということでございましたが、それ以外の福祉施設等に含まれない福祉、保育、教育関連の各施設での無症状者に対して、市独自に定期的なPCR検査や抗原検査を実施してはどうかというようなご意見がございました。

それから、笹島議員のほうからもご意見がございまして、院内感染や施設内の感染の広がりを防ぐためにも、クラスターが起りやすいような医療機関、介護施設や障がい者施設等で働く入所者、職員に対してもPCR検査を実施して、その一部を助成すべきであるというふうなご意見がございました。そのほか、マスクの配布を今後も実施してはどうかということでございます。

それから、花島議員のほうからでございますが、まず1つ、ワクチンの接種についてということでございますが、①としては、アレルギー傾向の強い人、ショック症状が出た例とか、そういう部分があるので、基本的に重篤アレルギーを持つ方には接種しないこととすること、また普通の方々にも割合は少なくともどういう副反応が起り得るかを理解していただいた上で接種を受けるか判断をしてもらうようにしてほしい。それから、これまでのワクチンとは異なるメカニズムを使うワクチンであること、また開発されて間もないワクチンであることから、長期の安全性はまだ確認されていないということをも市民によく周知の上、接種を受けるか受けないかというような判断をってもらうようにすること。2の市民や事業者への支援については、①として約10か月前は困窮の程度を人ごと、事業者ごとに把握する余裕はなく、急いで支援を行う必要がありましたが、現状では、コロナ禍の影響を受ける人または事業とそうでない事業とを落ち着いて仕分けする余裕が出てきているのではないかとこのように考えるので、十分に調査した上で困

窮の度合いに応じた支援を実施してほしいということでございます。

それから、その後ろのページで、寺門議員のほうからもご要望をいただきました。6項目ございまして、1つ目はコロナワクチンの接種の体制ということで、短期間に実施することでございますので、ワクチン接種の告知や接種の予約、接種完了、副反応の対応、記録管理等、情報管理とか運営体制が十分に確保、発揮できるようにしておくこと。また、緊急、突発事態への対応も考慮し、対策室のバックアップ体制も整備しておくこと。2として、一番肝心のコロナウイルスワクチンの海外からの入手状況が不明確、不安定。納期や供給量が確定及び安定するよう、県を通し国へ要望すること。3番といたしまして、コロナウイルスワクチンは国・県を通しての供給となりますが、接種のための解凍後の安全を確保した供給体制を整備すること。4番としまして、コロナウイルス治療薬の開発を促進するよう、県を通して要望すること。5といたしまして、コロナウイルス感染者で治療後の後遺症がある方もおり、体調不調が後遺症かどうか分からない、医療機関のどこへ受診してよいのか分からないと不安を抱いた方がいるので、症状を含めた医療機関を受診前に相談できる窓口を設置してほしい。6として、コロナウイルス感染者、陽性反応者及び治癒者の家族も含めて誹謗中傷が後を絶たないということで、治癒者の職場復帰後まで続いている状況は深刻な状況であるので、コロナ感染症に関する誹謗中傷禁止条例等の制定を望むというものでございます。

この件につきまして、皆様のご意見を踏まえた上で取りまとめをして市長のほうに要望させていただきたいと思っておりますので、ご審議のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

議長 事務局から説明がありました。この件に関して、各議員からのご意見を賜りたいと思っております。

小泉議員 ちょっと個人的に見ていて、すごく多岐にわたるといいますか、これをどうやってまとめていくんだろうなというのを、非常に難しいところかなというふうには読んでいて思ったところです。ですから、ある程度議長、副議長また事務局等にまとめていただく形で、出すときには要望出していただければいいのかなと思うことと、前にも1回要望というのは多分議会に出していると思うんです。そこで含まれていること等はあえて触れなくてもいいのかと私は思います。ですから、今回で言えば、ある意味コロナワクチンという新たな今接種の問題が出てきて、これに対して包括して市議会としてしっかりと要望していくということのほうは私はいいいんじゃないかなというふうに思います。

議長 ほかに。

花島議員 私、今事務局長から説明がありましたような補足意見を持っています。ですが、それを議会としての要望の中にきっちり組み込んでいただかなくても結構かなと思っています。要望を出すという趣旨には賛成です。それから、小泉議員がおっしゃったワクチンの接種を中心にしてという、それはいいんですけども、いろんな補助のことも、緊急事態宣言がまたされている状態なんですし、前にやったからといって今の事態でまた

やるということは意味がないとは思いませんので、原案のとおり入れていいかと思えます。あと、細かい文言等については私は意見はないです。

議長 その他ございますか。

大和田議員 私も、おおむねこちらの要望書に対してはいいかと思えます。先ほど小泉議員からもあったとおり、支援の体制ですとかいうのは前の要望書にも書いてあるとおりでございますし、またコロナワクチン、先ほど市長、議長はじめ、刻一刻と状況が変わっている中でございますので、まずはワクチンを、ここにも書いてあるように、安全で速やかに、そして正しい情報を得て打っていただく、情報提供していくということがやはり市民に対して先決な事項ではないかと思えますので、それについてしっかりワクチンに関する要望書として提出を求めたいと思えます。内容につきましては、正副議長や事務局のほうでまとめていただいて提出という形でよろしいと思えます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、ただいまお話があったようなことで、慎重に事務局、そして正副議長でひとつ案をまとめて、そして提出するような形でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思えます。

続きまして、那珂市議会 I C T 導入について、検討会、木野委員長から説明を願います。

木野議員 I C T 導入検討委員会を2月17日に開催いたしました。

内容は、現在の状況と情報連絡用アプリ L I N E W O R K S の試験運用についてであります。

初めに、タブレット端末の導入につきましては、1月に入札を行いました。が、機材の調達に難しいとの理由から入札する業者がなく、不調となりました。今年度中の調達が難しいことから、こちらにつきましては3月の補正予算で予算を繰り越し、令和3年度において、機材の供給状況などを見ながら改めて入札を行うこととなります。そのため、議会でのタブレットの導入時期につきましては、機材の調達ができ次第改めて検討会で決めていきたいと思えます。

次に、議場等への光回線、LAN配線の設置につきましては、1月に入札を行い、業者が決定し、現在作業が行われております。3月上旬には完了する予定となっております。

以上、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

事務局から補足説明がございます。

事務局長 補足をさせていただきます。

I C T のタブレット端末につきましては、業界のほうで今テレワークであるとか学校の

タブレット導入であるとか、そういう状況、あとはI Cチップが不足しているとか、全世界的に、そういう状況がございまして、当初予定しておりました12.9インチの大きな画面のタブレットなんですけれども、入札をかけましたところ在庫がないということで、大手のドコモとかソフトバンクとかa uに入札をかけたんですが応札がなくて、不調になってしまいました。ということで、今回3月の補正予算に一応繰り越しの予算を上げさせていただきまして、予算を繰り越しまして次年度にその状況が変わってからまた入札をするというふうに考えております。

それから、LINE WORKSという連絡用のアプリでございます。これにつきましては、皆様多分携帯電話をお持ちで、スマートフォンをお持ちだと思います。本当はタブレットが導入したと同時に一緒にそれを導入しようかなということで考えておりましたが、この情報連絡のアプリにつきましては3月の定例会の18日の全員協議会のときに皆様にそのアプリを入れていただきまして、今後試験的にその情報通信用のアプリを使いまして皆様にいろんな情報を提供していこうというふうに考えております。試験的にやっていただきまして慣れていただくということで、ファクスよりも、どこにいても携帯電話をお持ちであれば情報が連絡できるというような環境になると思いますので、今回の地震であるとか、いろいろ災害がございましたので、そういうときにもいち早く情報をお伝えできるような形で試験的に実施をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

LINE WORKSなんですけれども、現在ICT導入検討会であるとか、あと広報編集委員会のほうで皆様に一応試験的にご利用させていただいているような状況がございまして、併せて、使い勝手は本当に簡単でございますので、誰でも使えるアプリでございますので、今後皆様のご理解、ご協力のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。ないですか。

(「ないです」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、令和3年度議会費予算について、事務局から説明があります。

次長 それでは、議会費、令和3年度の議会費の予算につきまして説明させていただきます。

お手元にA4、1枚で令和3年度議会費予算というものをお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

議会費の総額といたしまして、1億9,805万2,000円を計上しております。前年度比で1,265万8,000円の減ということになっております。この減額の理由につきましては、昨年度の当初で入れておりました議員人件費のほうの報酬、手当、負担金関係で18名を予算計上していたものを、欠員が引き続き出ておりますので、17名に改めたものでござい

ます。それと、議会運営費のほうで昨年度議場のシステム改修を行いまして、そちらを計上していた分が終わりましたので、その分が減額となっております。こちらの表にありますとおり、議会として4つの項目がございまして、中身についてはご覧いただきたいと思うんですけども、先ほど副議長のほうからもありましたとおり、ICTの事業に関しまして今年度中にタブレット等が調達できなかった部分がございまして、それを繰越しとしております。議会ICTの環境整備事業といたしまして1,105万5,000円を次年度に繰り越しまして、タブレットの導入、付属品の購入と、あとこの全協室の改修を、交付金の対象になるということで前倒しで工事のほう入っていたんですけども、やはり一部機材が整わない部分がございましたので、そちらも合わせて繰越しをさせていただきます。

以上です。

議長 説明が終わりました。

何かお聞きしたいことございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないですか。

それでは、皆さんにちょっと、これは私個人的なことなんですが、災害が発生したとき等について、作業着あるいは長靴が、今各議員お持ちですか。

(「持っています」と呼ぶ声あり)

議長 大分前に貸与品として配付されたかと思うんですが。

(「長靴はないです」と呼ぶ声あり)

議長 長靴がない。

(「私も長靴はないです」と呼ぶ声あり)

議長 実は、この間総務生活常任委員会、視察ございましたね。雨の日だった。もう全くふぞろいの、長靴もなかったというようなことで、そういうことも実際にあったわけですが、災害というときに、果たして議会議員としてそういう場合を想定した場合に、いかがですかね、これ。いつ頃つくったんだろう。

(複数の発言あり)

議長 この前、改選のときにいただいた方が何人かおりますよね。それ以外の方といのはもう大分前、もう恐らく記憶では七、八年ぐらいになるのかな、もつとなるのかな。

(「26年ぐらいです」と呼ぶ声あり)

議長 ですから、その辺もひとつ今回議会の予算の件が出ましたから、ひとつ何かの面でできましたら皆さんに配付をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

(「賛成」と呼ぶ声あり)

次長 そちらの件、先日議長からお話いただきまして、今年度予算の物品のほうで若干余りがございますので、そこで買える範囲内でちょっとそろえようかなと思うんですが、改選

ごとに多分、富山議員とか花島議員の頃からは新しいものなのですが、色とかがちょっとそろっていないんです。なので、原田議員にお渡ししたのが一番新しいバージョンです。原田議員と同じもの、色の合っているものでつくりたいと思います。

ちょっとこれから業者に当たりますので、もし業者のほうで少しサンプルとか持ってきていただけるようでしたら、サイズとかを試していただいて発注しようかなと思っています。ちょっと業者のほうとまず打合せさせていただきたいと思います。

以上です。

花島議員 今の話でちょっと分からないのは、全員そろえるということですか。

次長 原田議員以外の方です。

花島議員 正直言って、私は要らない。というのは、たまにしか使わないんです。それで、議会のルールがどうか分からないですけども、私の元の職場では仕事以外に基本的に使うなという話になっていたんです。その考えでいくと、ほとんど使っていないやつを、私の場合はあまり体型も変わっていないので、何着も管理するのが面倒くさいんです。ですから、希望する方には配るのはいいんですが、できれば私は新しいのはなしにしていきたい。

議長 それは、花島議員、そのためにロッカーがございますから。ロッカーにでも入れておいていただければ。

(「那珂市議会って入れてほしい」と呼ぶ声あり)

次長 そちらもちょっと業者のほうに当たってみますので、あまり高額になった場合はちょっとできないかも知れないですけども、そこは聞いてみます。

武藤議員 あと追加で、今までヘルメットがなかったと思うんです。これ、ヘルメットも要望したいんですけども。

議長 事務局のほうで、ヘルメットの話が出ましたけれども、いかがですか。

次長 取りあえず今年度の予算ではちょっと無理かなと思いますので、改めて検討させていただきたいと思います。

議長 改めて検討をさせていただきますというような事務局からの説明でございます。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長 いずれにしましても、ひとつその辺も事務局のほうとしてご配慮をお願いしたいと、こういうふうに思います。

暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時49分）

議長 それでは、再開をいたします。

続きまして、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等についてを議題とい

たします。

初めに、国内及び県内の感染者の状況について、執行部から説明を願います。  
健康推進課長 健康推進課長の加藤です。その他、関係職員が出席しております。よろしくお  
願いいたします。

1 番、国内及び県内の感染者の状況についてご説明いたします。

全協資料 2 ページをご覧ください。

まず、(1) 国内の感染者の状況でございます。直近の感染状況の評価等でございます。

1 月 11 日には、直近 1 週間では 10 万人当たり約 36 人に達しておりましたが、1 月中旬  
以降減少傾向となっております。1 月 25 日ですが、1 週間では 10 万人当たり約 11 人とな  
っているというところでございます。入院者数は減少が続いております。重症者数も減  
少傾向が明確化、死亡者数も減少の動きとなっております。60 歳以上の新規感染者数の  
割合が高まっているため重症者数の減少は時間を要することが考えられ、入院、療養調  
整中の事例は減少しているものの、対応を続けている保健所や医療機関の職員は引き続  
き疲労し、業務への影響が懸念されるというところでございます。

その真ん中の表をご覧ください。

2 月 17 日現在でございますが、国内事例、陽性者数が 41 万 6,814 人、2 月 17 日現在で  
1,304 人の新規陽性者が発生しております。

その下のグラフをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向でございます。令和 3 年 2 月 17 日時点でご  
ざいますが、直近では 1,304 人という陽性者が発生しておりますが、かなり減少している  
状況でございます。

3 ページをご覧ください。

各都道府県の検査陽性者の状況でございます。ちょっと小さくて、見づらく大変申し  
訳ございませんが、2 月 17 日現在でございます。

茨城県は、陽性者数 5,411 人となっております。PCR 検査実施人数は 2 万 4,547 名と  
なっておりますが、こちらは県の衛生研究所、水戸保健所の数でございます。実際、民  
間の検査数を入れると、1 月 26 日現在でございますが、総計で 21 万 5,680 件の PCR 検査  
を実施してございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。

県内の感染者の状況でございます。真ん中のほうからご説明いたします。

年末年始の人の移動により新規陽性者数が 2 日連続で過去最多更新になることから、令  
和 3 年 1 月 7 日から 1 月 20 日まで県内全域において不要不急の外出自粛を要請となり、  
1 月 15 日から茨城版コロナ Next のステージを 4 とし、茨城県独自の緊急事態宣言を  
発令しました。実施期間は、1 月 18 日から 2 月 7 日まで、対象地域は県内全域で、内容  
は県内の不要不急の外出自粛、営業時間短縮要請、イベント等の開催制限要請でござい

ます。2月5日には、病床稼働数は依然として高い水準で推移しておりまして、予断を許さない状況であることから県独自の緊急事態宣言の延長が発出され、期間は2月8日から2月28日まで、対象地域は県内全域で、内容は茨城版コロナN e x t の判断指標の見直し、県内の不要不急の外出自粛、営業時間短縮要請等、イベント等開催制限、他都道府県との不要不急の往来自粛となっております。

5ページをご覧ください。

茨城県内の感染者の状況、市町村別の感染者数等でございます。

2月17日現在でございますが、感染者、茨城県内で5,437名となっております。その下が茨城県の判断指標でございますが、病床稼働数が165床、重症病床稼働数が15床となっております。それから、1日当たりの陽性者数が27.3人、濃厚接触者以外の陽性者数が5.4人となっております。右側の市町村別の感染者数でございますが、2月17日の午後10時現在の数でございます。それから、本日、茨城県知事の記者会見が11時20分からあるということをお聞きしております。その時点で県の独自の緊急事態宣言の解除になる可能性があるということをお聞きしております。

6ページをご覧ください。

県内の感染状況を踏まえた対応についてでございます。

こちら、2月5日の茨城県知事の記者会見の発表の資料でございます。緊急事態宣言の延長ということで、令和3年1月18日から2月7日としていた県独自の措置を延長するということが2月5日に発表されました。延長期間は、令和3年2月8日から2月28日まででございます。

それから、7ページの下を表をご覧くださいと思います。

茨城版コロナN e x t 判断指標の見直しということで、病床稼働数が、今までは率で表していたのですが、410床を基準としまして、ステージ4は70%超、ステージ3が70%以下、ステージ2が45%以下というような、今後病床稼働数で表すということでございます。それから、その下の段でございますが、重症病床稼働数でございます。こちら今までは率で表していたのですが、重症病床稼働数を40を分母としまして、ステージ4は60%超、ステージ3が60%以下、ステージ2が30%以下ということにするということでございます。それから、その下の1日当たりの新規陽性者数等でございますが、ステージ4は100人超、ステージ3は100人以下、ステージ2が60人以下、ステージ1が20人以下ということでございます。それから、④の陽性者数のうち濃厚接触者以外の数ということで、ステージ4が40人以下、ステージ3が30人以下、ステージ2が25人以下、ステージ1が10人以下にするというところでございます。

飛びまして、すみません、11ページをご覧くださいと思います。11ページの下を表でございます。

県独自の緊急事態措置の内容でございます。

まず、県内の不要不急の外出自粛ということで、県内全域において不要不急の外出、移動の自粛を要請。それから、営業時間短縮要請等で、県内全ての飲食店に対し午後8時から午前5時まで営業自粛、酒類の提供は午後7時までを要請。イベント等の開催制限でございますが、イベントを開催する場合は人数上限5,000人かつ収容率50%以下とすることを要請しております。それから、その下、他都道府県との不要不急の往来自粛等で、緊急事態宣言が発令されている都道府県との不要不急の往来自粛を要請、直近1週間の陽性者が人口10万人当たり15人を超える都道府県の往来の際は感染対策を徹底するなど特に注意するよう要請ということでございます。

12ページをご覧くださいと思います。12ページの下の方でございます。

営業時間短縮要請協力金についてでございます。

営業時間の短縮にご協力いただいた事業者には協力金を支給しますということで、要請の期間、2月8日から2月28日まで、要請の対象業種、全ての飲食店ということでございます。要請する内容としまして、午後8時以降、午前5時までの間の営業自粛でございます。協力金の支給金額としまして、1店舗当たり最大84万円ということです。国の支援策に基づき、1日当たり1店舗4万円で算定しているというところでございます。協力金の申請期間ということで、2月22日の週に受付開始予定ということになっております。問合せ先は、茨城県のところになっております。概要でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。

花島議員 今の説明で、よく分からないことがあります。Next判断指標等の見直し等で…

議長 ページ数をお願いします。

花島議員 7ページ、茨城県コロナNext判断指標の見直しという欄で、ステージごとの基準が①から④まであります。各病床数とか重症病床の稼働数とかの判断基準がこうだというのは分かりますが、総合的な判断というのは一体どういうふうになっているんでしょうか。これのどれかが引っかければ高いランクになるのか、あるいは全部がノットだったらなるのか、その辺が何か明確じゃないんですが、どうなんでしょうか。

健康推進課長 今のところ、県のほうはステージが幾つかというのは、現在はステージ3でございますが、こちらも総合的に判断するということになっておりますので、1つでもステージ3があるとステージ3とかステージ2とかという判断ではないということをお聞きしております。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ終了といたします。

続きまして、那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部の会議の開催状況について、執行部から説明を願います。

健康推進課長 それでは、14ページをご覧いただきたいと思います。

2、那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況についてでございます。第1回が令和2年2月26日開催で、第48回が令和3年2月15日に開催しております。第35回から第48回までの那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況について報告いたします。なお、第1回から第18回までの対策本部会議の開催状況については令和2年6月9日開催の全員協議会において、第19回から29回までの対策本部会議の開催状況につきましては令和2年8月25日開催の全員協議会において、また第30回から34回までの対策本部会議の開催状況につきましては令和2年11月20日開催の全員協議会において報告しております。第35回から第48回までの概略を掲載してございますのでご覧いただきたいと思います。なお、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の内容につきましては議員の皆様にはファクスにて議会事務局から報告させていただいているところでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 確認したいことはございますか。

(なし)

議長 ないようですから、次に進めてまいります。

続きまして、市立小中学校、幼稚園の対応について、学校教育課長から説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢です。

3番、市立小中学校、幼稚園の対応について説明いたします。

資料は17ページになります。

(1) 第2学期終業からの状況でございます。

小中学校につきましては、2学期の終業と3学期の始業を1日ずつ変更し、冬休みを2日ほど短縮してございます。

(2) 学校行事、活動の状況でございます。

記載してありますように、各行事につきましては中止や規模縮小などの対応となっております。卒業式につきましては、昨年同様来賓の招待を自粛させていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。中学校の部活動でございますが、1月7日の県の外出自粛要請から活動のほうを制限しておりまして、さらには1月15日の県独自の緊急事態宣言によりまして平日のみの活動で90分以内というふうなところでの活動としております。

(3) 国補助金を活用した支援、市の独自支援でございます。

1つ目といたしまして、教育活動における感染症対策等の継続支援でございます。国の第三次補正予算の補助メニューとなっております。今回の3月定例会に補正予算を計上させていただいております。内容としましては、感染症対策の物品購入等経費や学習

保障のための支援のための経費の補助でございます。2つ目といたしまして、手洗い場の蛇口のレバー化でございます。これは、接触を減らすための対策でございますが、市独自の支援でございます。対象箇所は、普通教室がある建屋の廊下の手洗い場やトイレとしてでございます。既に改修作業に入っておりまして、年度末までに完了させる予定でございます。

(4) ICTを活用した学習環境の整備でございます。

現在進めておりますGIGAスクール推進事業の進捗でございますが、校内LANの通信環境整備につきましては終了しておりまして、これから新たに構築したネットワークへの切替え作業を学校ごとに順次実施していくという段階でございます。タブレット端末につきましては、2月末までにメーカーから調達事業者への納入となりまして、納入後端末1台1台の設定作業に入っていく予定でございます。新年度の使用開始を目標に進めてまいる予定でございます。そのほか、周辺機器としまして電子黒板やカラープリンターなどの整備も併せて進めているところでございます。説明のほうは以上になります。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。

花島議員 今の4のICTのところ、GIGAスクール推進事業。この最初の校内の通信環境整備は終了し、今後新たなネットワークへの切替え作業を学校ごとに実施するというのは意味が分からないんですけれども。要するに、前半と後半がどう違うのか説明をお願いしたい。

学校教育課長 現在、各学校に40台ずつ入っておりますタブレットを動かすためのネットワークで現在動いております。それが、今度1人1台の環境に耐え得るネットワークということで、各学校ごとの配線工事等を行っておりまして、そのインターネットにつながる回線自体も増強した回線を整備しておりますので、使用するネットワークの環境を新たに作った、増強した回線のほうに切替え作業を行っていくということでございます。以上です。

花島議員 よく分からないんですけれども、整備が終了したということは、それが使えるということとは違うんですか。これ、別なんですか。

学校教育課長 こちらの整備の終了というのは、LANの各学校の配線のほうが終了という意味で、ここの終了はそういう意味の終了でございます。ネットワークのほうも、増強した分のインターネットにつなぐ回線のほうも別途整備しておりますので、学校内の新しく配線したものをつなぎ換えるというようなことをこれから順次行っていくということでございます。

花島議員 よく分からないけれども、別の機会で聞きます。

議長 ほかにありますか。

小泉議員 すみません、ちょっと確認なのですが、冬休みも2日短くしてということで、授業、年度当初は大分学校に行けなくて授業のスケジュールって狂ったと思うんですけども、今の段階ではもう全て足りなかった分の授業というのは消化されて、きちんと授業プログラムというか、教えることは予定どおり進んでいるということによろしいのでしょうか。

学校教育課長 おっしゃるとおりでございます。既に授業時数、不足分だったものは達してございます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長 なければ終了といたします。

続きまして、市の独自支援事業等の進捗状況について、プレミアム付商品券事業から介護保険料減免等まで、執行部から説明を願います。

政策企画課長 それでは、政策企画課長の益子でございます。

18ページをお開き願います。

4の市の独自支援事業等の進捗状況についてご説明いたします。

当課からはプレミアム付商品券事業についてご説明いたします。

事業概要としましては、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛などのより落ち込んだ経済活動を回復させるためにプレミアム付商品券を発行し、市民の消費を喚起し市内経済の活性化を図るものでございます。販売金額は1万円、券面金額は1万3,000円で、プレミアム率30%でございます。発行部数は5万冊でございます。

販売利用期間としましては、令和2年10月10日から令和3年2月28日まででございますが、当初の利用期間としましては1月31日までとしておりましたが、1月15日に茨城県独自の緊急事態宣言が発令されたことを受けまして不要不急の外出自粛ということになっておりましたことから、利用期間を1か月延長させていただいたところでございます。

進捗状況等、実績等でございますが、最終的な参加店舗数としましては、販売店は35店、取扱店は210店ございまして、内訳は記載のとおりでございます。全店舗とも「いばらきアマビエちゃん」に登録をいただいております。

プレミアム付商品券の販売状況としましては、記載のとおりでございますが、最終的には12月6日に完売をしたところでございます。

次に、プレミアム付商品券の利用状況としましては、2月10日時点の取扱店の換金額としましては6億615万3,500円でございます。この事業の説明は以上でございます。

こども課長 続きまして、こども課長の篠原です。よろしく願いいたします。

こども課からは5つの給付金事業と保育士等応援事業の6つについてご説明をいたしま

す。

まず、18ページ中段からの子育て世帯への臨時特別給付金についてでございます。

こちらは、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策ということで新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組としまして、児童手当を受給する中学生以下のお子さん1人につき1万円の給付金を支給した事業でございます。事業は終了してございまして、実績としましては給付者数が6,640人、総給付額が6,640万円でございます。

続きまして、ひとり親家庭等臨時応援給付金、市独自支援事業についてご説明をいたします。

市の独自支援策としまして、ひとり親世帯である児童扶養手当受給者や障がいがあるお子さんを持つ世帯である特別児童扶養手当受給者、さらには先ほどご説明しました国の子育て世帯への臨時特別給付金の対象外となります高校生世帯などに対しまして、長引く学校休業等による各家庭への経済的な影響や不安を少しでも緩和すべく、国制度を補う形で応援給付金を支給したというものでございます。19ページにまたぎまして、こちらも事業は終了してございまして、実績としましては、給付者数が2,494人、総給付額が3,218万円でございます。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして生活へ特に大きな影響が出ておりますひとり親世帯の支援として、国の施策となりますが、児童扶養手当受給者などに対しまして1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円などの臨時特別の給付金を支給するものでございます。現在の進捗状況としましては、2月10日現在で給付実世帯数が370世帯、総給付額が3,232万円となっております。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金再支給分でございます。

この事業は、ただいまご説明いたしました給付金の再支給分でございます。昨年末に菅首相がひとり親のために再度年内に支給するとして発表したものでございまして、年末年始を迎えるに当たり、依然として生活実態が厳しい状態であることを踏まえ再支給したというものでございまして、2月10日現在の実績では370世帯に2,432万円を給付してございます。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金再支給分の市独自事業分についてでございます。

ただいま、ひとり親世帯に対しまして年内の支給をしたと、再支給をしたとご説明いたしましたが、ひとり親世帯でもその支給対象とならなかった7月分から12月分までの児童扶養手当受給者に対しまして市独自に給付金を支給したという事業でございます。給付額は国と同様となっております、1世帯当たり5万円、第2子以降は1人につき3万円ということで給付をいたしました。20ページに移りまして、2月10日現在の実績でございますが、給付実世帯は31世帯、総給付額は197万円でございます。

次に、感染症対応保育士等応援事業についてでございます。

こちらは市の独自事業でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言が発令されるなど相当程度心身に負担がかかる状況下において、市民の生活と社会を維持するために職務に従事した市内の保育所等に勤務する者に対しまして、感謝の意と敬意を表することを目的として3万円分のクオカードを支給する事業でございます。2月10日現在で578人から申請がございまして、現在は順次各施設のほうに対して交付を進めているところでございます。こども課からは以上でございます。

保険課長 保険課課長の生田目です。

国民健康保険傷病手当金についてご説明をいたします。

傷病手当金の対象期間ですけれども、資料のほうでは令和3年3月31日までとなっておりますが、先週金曜日に国の通知のほうが届きまして、財政支援のほうの適用期間が6月30日まで延長されましたので、今後6月30日までと規則を改正する予定としております。申請件数ですが、前回報告した件数から変わりはなく、1件となっております。後期高齢者医療保険につきましては、申請のほうはございません。

続いて、国民健康保険税の減免等について説明をいたします。

減免の申請の実績ですけれども、令和元年度の減免決定数が前回報告時から3人増えまして37人となっております。減免決定合計額が80万3,800円となっております。令和2年度分は、前回報告時から6人増えまして41人となり、減免決定合計額は768万2,800円となっております。また、保険税の徴収猶予は2件増えて3件となっております。後期高齢者医療保険料の減免申請については、前回と変わりなく2件となっております。徴収猶予の申請はございません。保険課からは以上となります。

介護長寿課長 介護長寿課長の藤咲です。

それでは、資料の21ページ中段をご覧ください。

介護保険料減免等につきましてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しました被保険者等を対象に、令和元年度分及び令和2年度分の保険料につきまして減免を行うものでございます。申請期間につきましては、令和2年5月29日より令和3年3月31日までになります。進捗状況、実績等でございますが、昨年保険料の通知を発送した際に減免の案内を同封いたしました。2月12日現在の実績でございますが、令和元年度分につきましては減免決定被保険者数が9人、減免決定額合計が10万2,611円、令和2年度分につきましては減免決定被保険者数が11人、減免決定額合計が66万2,941円となっております。なお、介護保険料の徴収猶予につきましては、2月10日現在、申請件数はゼロとなっております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終了いたしました。

確認したいことございますか。ないですか。

(なし)

議長 なければ、このようにさせていただきたいと思います。

ここで、暫時休憩をいたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時21分）

再開（午前11時22分）

議長 それでは、再開をいたします。

続きまして、市の独自支援事業等の進捗状況について、医療機関応援特別給付金から就学奨励特別支援金まで執行部から説明を願いますが、まず健康推進課、商工観光課、農政課、学校教育課の順に説明をお願いいたします。

健康推進課長 健康推進課長の加藤でございます。

21ページ、一番下の欄をご覧くださいと思います。

医療機関応援特別給付金でございます。市独自支援事業でございます。

事業概要としまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、感染防止対策の推進と継続的な医療提供を支援するため市内医療機関に対し給付金を支給するというところでございます。医科が1院当たり50万円、歯科が1院当たり30万円、それから県から診療検査医療機関の指定を受けまして、さらに県のホームページで医療機関名の公表があれば20万円の追加給付をするというところでございます。申請期間が、令和2年12月17日から令和3年3月1日ということです。進捗状況、実績等でございます。まず、医科が29院掛ける50万円で1,450万円、うち県のホームページの公表があったものが8院で、掛ける20万円で160万円、歯科が21院掛ける30万円で630万円、合計2,240万円でございます。2月10日現在でございます。

以上です。

商工観光課長 商工観光課長の石井です。

商工観光課所管の市の独自支援事業等の進捗状況について説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、全員協議会資料の22ページをご覧ください。緊急事業継続給付金になります。

国の持続化給付金の対象とならない事業者に対して、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月がある場合、50万円を上限に給付するものです。また、10月からは対象者を拡充し、20%以上30%未満減少した月がある場合、30万円を上限に給付することといたしました。さらに、2月12日から、長引く感染症拡大の影響を踏まえ、第2回として、令和3年1月または2月の事業収入が前年または前々年同月と比較して20%以上減少した月がある事業者に対し、新たに一律30万円を給付することといたしました。申請期間につきましては、第1回が2月28日まで、第2回が3月31日までとしております。実績につきましては、給付件数が73件、給付額は3,344万741円となっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策拡大防止協力金になります。

県の新型コロナウイルス感染症対策休業要請協力金に該当した事業所に対し、県協力金の2分の1を上乗せして市協力金として交付するものです。申請期間につきましては、令和2年9月30日までで終了しているところです。実績につきましては、交付件数が177件、交付額が1,315万円となっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金になります。

県のパワーアップ融資制度を利用し、茨城信用保証協会に納付した信用保証料のうち、県補助分2分の1を除いて納付した額を補助するものです。申請期間につきましては、3月31日までとしております。実績につきましては、補助件数が36件、交付額が1,312万7,731円となっております。

続きまして、茨城県中小企業継続応援貸付金負担金になります。

県と協調し、事業の継続や雇用の維持を支援するために200万円を上限に貸し付けるもので、市負担分は4分の1、最大50万円になります。申請期間につきましては、2月26日までとしております。23ページをお開き願います。実績につきましては、貸付件数が3件、負担額が150万円を予定しているところでございます。

続きまして、雇用調整助成金等申請支援金になります。

国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼して行った場合、10万円を上限に交付するものです。申請期間につきましては、3月15日までとしております。実績につきましては、給付件数が14件、給付額が114万2,800円となっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策等支援金になります。

感染症拡大防止対策を実施するために必要とする経費について、5万円を上限に支援するものです。申請期間につきましては、1月31日までとしております。実績につきましては、給付件数が262件、給付額が1,255万3,120円となっております。

続きまして、小規模事業者持続化支援金になります。

国の小規模事業者持続化補助金を利用し給付を受けた事業者に対し、自己負担する経費の2分の1以内、25万円を上限に支援するものです。申請期間につきましては、3月31日までとしております。実績につきましては、給付件数が5件、給付額が47万3,414円となっております。

続きまして、経済対策支援制度利用支援金になります。

国及び県の経済対策支援制度の交付を受けた事業者に対し、支援制度等の申請に要した費用の一部について、3万円を上限に支援するものです。申請期間につきましては、3月15日までとしております。実績につきましては、給付件数が12件、給付額が36万円となっております。商工観光課からは以上となります。よろしくお願いたします。

農政課長 続きまして、農政課でございます。農政課長の浅野です。

緊急事業継続給付金について説明いたします。

こちらにつきましては、ただいま商工観光課からも説明がありました緊急事業継続給付金と同様のものでございまして、農業者向けとなっております。

国の持続化給付金に該当しない事業者に対しまして、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月がある場合、50万円を上限として給付するものでございます。また、10月から対象者を拡充しまして、20%以上30%未満減少した月がある場合、30万円を上限としまして給付することといたしております。さらに、2月から対象者を再拡充いたしまして、令和3年1月または2月の売上げが前年または前々年同月比で20%以上減少した月がある場合、一律30万円を給付することといたしました。こちらにつきましては、申請期限なんですけれども、3月31日までとなっております。ただいま商工観光課から説明もありましたとおり、こちらについては同内容でございます。

続きまして、経済対策支援制度利用支援金でございます。

こちらにつきましても商工観光課と同様の事業でございまして、農業者向けとなっております。

国・県の経済対策支援制度の公布を受けた農業者に対しまして、支援制度の申請に要した費用の一部について、3万円を上限に支援をするものでございます。申請は、令和3年3月15日までとなっております。なお、実績につきましてはゼロ件ということでございます。

続きまして、農業者緊急応援事業、いい那珂学生応援便でございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして外出や帰省が実質的に自粛となっている状況を鑑みまして、本市出身の市外で居住する学生を元気づけ、生活を応援するために農産物等を箱詰めにしたものを無料で送付するものでございます。本事業につきましては、昨年の12月15日までで終了となっております。実績につきましては、送付件数258件となっております。

続きまして、いい那珂マルシェドライブスルー及び対面販売という事業でございます。

こちらにつきましては、農業生産者であるフェルミエ那珂と地域おこし協力隊隊員、市が連携しまして、コロナ禍においても感染拡大防止対策を講じながら新しい生活様式に合わせた野菜の販売、マルシェを開催しているところでございます。こちらは、那珂市の野菜を箱詰めにして、4月から1月まで、毎月1回、10回開催をしております。販売実績でございますが、全10回の実施で合計628セットを販売したところでございます。説明は以上となります。

学校教育課長 続きまして、学校教育課所管になります。学校教育課長の会沢です。

資料25ページになります。

就学奨励特別支援金でございます。

こちらの事業は、学校生活での感染防止に必要なマスク等の購入の負担軽減のための支援金でございまして、令和3年1月1日現在の要保護・準要保護世帯の児童生徒を対象

にしまして、1人3万円分の支給をするものでございます。実績でございます。小学生が228人、中学生126人となってございまして、3月の月上旬に各世帯のほうに支給の予定でございます。

以上です。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

花島議員 21ページです。健康推進課にお伺いしたいんです。

医療機関応援特別給付金事業で、追加の20万円を給付するところの、県から診療検査医療機関の指定を受けというところが何か言葉足らずですね。要するに、新型コロナウイルス関係の指定機関でしょう。それで、どの程度の範囲なのか。要するに、ホームページに載っているリストの入る範囲だろうと思うんですが、具体的にその中身、診療検査医療としてやる中身というのは何なんですか。というのは、基本的に何か具合が悪かったら普通自分のかかりつけのお医者さんに行くわけですが、そのときに、あなたは新型コロナウイルスの疑いがあるから別のところへ受診しろとか言われたりしますよね。そのときのやつ、そういうときの第一段階のやつは入っていないわけですね。症状、問診か何かで聞いただけとか。その確認です。

健康推進課長補佐 健康推進課、玉川と申します。

今のご質問につきましては、前回の12月の定例会の際にご説明をさせていただいた昨年の11月から発熱者に対する診療機関ということでご説明をさせていただいた医療機関に該当するところの医療機関になります。こちらのほうに記載が、そこまで具体的に記載がなくて申し訳ございませんでした。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、先に進めます。

続いて、新たな市の独自支援策について、執行部から説明を求めます。

政策企画課長 政策企画課長の益子でございます。

それでは、26ページをお開き願います。

5番の令和3年度の新型コロナウイルス対策事業についてご説明いたします。

(1) としまして、感染拡大防止と社会経済活動の両立としまして、まず1つ目の丸、プレミアム付商品券発行事業、予算額1億2,165万6,000円でございます。

事業概要でございますが、プレミアム付商品券につきましては、先ほどご説明したとおり今年度既に1回発行しておりますが、さらに第2弾を発行しまして市民の消費を喚起し市内経済の活性化を図ろうとするものでございます。販売金額は、第1弾の半額としまして5,000円、券面金額は6,500円でございます。プレミアムの率としましては第1弾と同じ30%でございます。発行部数は5万冊でございます。米印のところですが、国

の第三次補正予算による地方創生臨時交付金を活用するため3月補正予算に計上しまして、全額繰越しをした上で令和3年度に執行するものでございます。

次に、2つ目の丸、新型コロナウイルス感染症対策等支援金、予算額1,750万円でございます。こちら、商工観光課の事業でございます。

事業概要でございますが、市内事業者等が感染症拡大防止対策を実施するために必要な経費について5万円を上限に支援するものでございまして、今年度から実施している支援策でございますが、例えば消毒液などにつきましては来年度も、新年度も必要になると思いますので、引き続き支援するというところでございます。350件の申請を見込んでおりまして、令和2年度に給付を受けた事業者も新年度分として改めて申請が可能ということでございます。米印のところですが、令和2年度予算に執行残があるということがございますので、その一部を繰り越しまして、国の第三次補正予算による地方創生臨時交付金を活用して令和3年度も引き続き実施するものでございます。

次に、(2)としまして地方への移住機運の高まりへの対応、つまりはテレワーク移住の推進でございます。

1つ目の丸、新規事業ということでございますが、テレワーク移住支援金、予算額380万円でございます。

事業概要でございますが、こちら国の制度でございますが、東京23区等から移住をしましてテレワークにより引き続き東京の業務を行う場合に移住支援金を支給するものでございます。世帯での移住の場合は100万円、単身での移住の場合は60万円でございます。合わせて5件分を見込んでおります。

次に、2つ目の丸、こちらも新規事業ということでございますが、テレワーク移住住宅取得助成、予算額100万円でございます。

事業概要でございますが、こちらは市の単独事業ということでございますが、先ほどのテレワーク移住支援金の対象となった方が市内に住宅を取得する場合、した場合に20万円を助成するというところでございます。件数は、先ほどの移住支援金と同じ5件を見込んでおります。そのほか、テレワーク移住者にはいい那珂オフィスのコワーキングスペース、こちら無料で使えるスペースということになります。こちらの優先利用等の優遇措置を設けてまいります。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。

花島議員 何か私ばかり質問して、すみません。

テレワーク移住の推進のところですが、東京23区等からの移住ということなんですけれども、23区以外に等として含まれるというのはどの範囲なんでしょうか。これから決めることなのか、既に決めているものがあれば説明いただきたいと思います。というのは、23区が本当に特別かということ、決してそうではなくて、川崎市だの横浜市だのかな

り人が密なところもありますし、埼玉県ももちろんそうです。あるいは、もっと遠い関東以外のところもいろいろあると思いますので、その辺の、どう考えていらっしゃるかを聞きたい。

政策企画課長 こちら、国のスキームでございますので国のほうで設計している内容になりますけれども、対象者としましては東京23区の在住者と、併せて東京圏の在住者、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県在住の方が東京23区にお勤めされている場合の方も対象となるということでございます。

議長 ほかにありますか。

笹島議員 プレミアム付商品券、第2弾。前と同じことをやるつもりなのかな。

政策企画課長 プレミアム付商品券としましては同じなんですけれども、金額を半分にしまして、1回目のとき1万円で買う必要があったわけなんですけれども、なかなか1万円出すのが難しいよという方も、そういった声も聞こえてきていたものですから、金額については半分の額に設定させていただきました。

笹島議員 これ、そうすると前と同じ種類が3種類、大型店舗と中小と食事券と、そういう感じですか。

政策企画課長 そうですね。大型店でというか、共通券としましてどの店舗でも使えるものが1種類と、あと小型店と飲食店で使えるものがもう1種類と、あとは飲食店のみで使えるものというものを、3種類を設定しようと考えております。

笹島議員 多くの方が食事券残っちゃうんです。それ知っていると思うんですけれども。できれば、ほかの市町村は多分2種類だと思うんです。今言っていた中小と食事券を一緒にしてあげるといことにしていけないと、みんな、今回2月28日まで延ばしてもらったからよかったものの、みんな言っているんですよ、食事する那珂市のところ限られちゃっているんでどうしても残っちゃう、何とかしてくれないかというのは何人から聞いているんですけれども、改良しないんですか。

政策企画課長 そこにつきましては、やはり我々としましては飲食店というものが非常に影響を受けている業種であるというところがありますので、ぜひとも支援をしなければならぬという思いで設定をさせていただきたいと思っております。

笹島議員 私が言っているのは、もちろん大型店舗が一番先になくなっちゃいますよね。大体大型のものを買うのを決めていって、それで大体買うわけですから、そのクーポンを。もう1種類のほうは食事券と普通の物品、それを混ぜたものにしていったほうが効率がいいんじゃないかということを行っているんですけれども、どうなんですか。

政策企画課長 先ほども申し上げましたとおり、まず1種類は大型店も使える、どこでも使える券になっております。もう一つ、2種類目は、大型店じゃない中小の小型店とあと飲食店で使えるという形の2種類目となっております。ですので、例えば小型店で使いたい方については共通券と2種類目の券を使って購入ができるという形にはなります。飲

食店については、専用券を設けるとなれば当然飲食店しか使えなくなりますけれども、こちらについては、やはり先ほども申し上げたとおり、市としても飲食店というものは営業自粛といったところもかけられておりました影響を受けておりますので、そういう意味では市としても支援はきちんとしていきたいと、行かなければならないと思っておりますので、3種類で考えさせていただきたいと思っております。

議長 ほかに。

花島議員 今の話聞いていて思ったんですが、笹島議員の言うのももっともかなと思いました。というのは、一番困る貧しい人たちというのはあまり飲食店行かないんですよ。やっぱり食材を買って自分で何かするほうがはるかに経済的に安上がりなんで。そうすると、本当に貧しい人はむしろ笹島議員が言うように飲食店だけしか使えない券が余るということになりかねないと思うんです。その辺をよく考えていただきたいと思います。

以上です。

古川議員 今の商品券の事業について、1回目と同様に最初は1人何冊までとか1世帯何冊とか、2次販売が無制限とか、そういうやり方をされるつもりでしょうか。

政策企画課長 おっしゃるとおりで今のところは考えておまして、1次販売では各世帯に必ず買えるという冊数を設定しまして、残った分を2次販売で販売しようというふうに考えております。

議長 ほかに。

小泉議員 笹島議員、花島議員等から飲食店の問題出ましたけれども、問題はこの事業の目的がどこにあるかだと思います。結局、市内の消費喚起で市民の方に少しでも商品券、上乘せ分を配ってということなのか、先ほど政策企画課長言っているとおり飲食店の支援というのがやっぱり今必要なんだというところなのか、どちらなんだろうかとということだと思います。その辺をしっかりと考えていただいて決めていただければいいのかなというふうに思います。

富山議員 その商品券、3種類出すということですね。

政策企画課長 今というか、第1弾も同じなんですけど、1つの商品券の束の中に3種類入っているということです。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、次に進めたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制及びスケジュールについて、執行部から説明を求めます。

まず、最初に健康推進課、続いて総務課、続いて健康推進課の順に説明をお願いいたします。

健康推進課長 健康推進課でございます。

27ページをお開き願います。

6番、新型コロナウイルスワクチン接種体制及びスケジュールについてでございます。

まず、(1)でございます。基本設計及びスケジュールについてご説明いたします。

表の1、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計についてでございます。まず、国の指示のもと、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施、市町村は住民向けの接種体制を構築し、接種を希望する方は原則居住地の市町村で接種を受ける。ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場、いずれでも実施できる。ワクチンは、複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要があるというところでございます。

同じく、27ページの下の表をご覧くださいと思います。

まず、国のほうでございますが、国のほうの主導的役割としまして、ワクチンの確保、購入ワクチン卸売業者への流通の委託、接種順位の決定等々がございます。都道府県におきましては、地域の卸売業者等の調整、ワクチン流通等、それから市町村事務に係る調整等がございます。市町村は、医療機関との委託契約、接種費用の支払い、住民への接種勧奨、個別通知、接種手続等に関する一般相談対応、健康被害救済の申請受付、給付、集団的な接種を行う場合の会場確保等が上げられております。

28ページをご覧くださいと思います。

28ページの上の表でございます。新型コロナワクチンの接種体制の構築でございますが、こちら厚労省のほうから示されているものでございます。まず、医療従事者向け先行接種、1から2万人程度とございますが、実際はこれは4万人ということになっております。報道でもございますように、まず国立系の病院等々が2月17日から接種が開始になっているところでございます。その下、医療従事者向け優先接種ということで、370万人程度となつてございますが、こちらが100万人増えておりまして470万人程度というところでございます。こちらが、市町村にいらっしゃる医療従事者向けの接種でございます。それから、その下が高齢者向けの優先接種でございます。3,600万人程度というところでございます。3月のところに郵送、3月中旬以降とございますが、こちらがもう遅れておりまして、3月末までに郵送というところに変更になっております。その他の方、基礎疾患のある方等を優先は、こちら郵送自体は4月以降になるのではないかなというところでございます。こちら、国から示されている資料でございますが、説明は以上でございます。

総務課長 総務課長の飛田でございます。

ワクチン接種対策室設置についてご説明をさせていただきます。

ページは28ページの中段になります。

(2) ワクチン接種対策室の設置について。

まず、アとしまして設置目的でございます。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種

を円滑かつ迅速に行うため、健康推進課内に臨時的にワクチン接種対策室を設置いたします。イとしまして、設置期間等でございます。設置期間は、令和3年2月8日から当分の間とするということで、ワクチン接種が終わるまで一応設置期間といたします。事務室は、ひだまりの健康推進課内といたします。ウとしまして、事務分掌、行う業務といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種に関することといたします。エとしまして、根拠、規則です。那珂市行政組織規則第8条に定めてあります臨時及び特別の事務については第6条に定める分掌事務によらず処理させることができるとなっております。この第6条というのは、課の分掌事務を定めておるものでございます。ですので、課の分掌事務、課でどういう業務をするというのを決めておりますけれども、今回の場合には臨時的にそれによらず組織をつくることができるというものでございます。

続きまして、29ページのオの組織図でございます。

今回のワクチン接種対策室におきましては、保健福祉部、健康推進課内に課内室として設置をいたします。室長としては、健康推進課の総括を充てます。保健師担当5名といたしまして、健康増進グループ、母子保健グループの係長以上の者5名を担当として配置いたします。その他、事務担当2名としまして、本庁のほうから事務員を2人配置いたします。それ以外に、会計年度任用職員としてこれから2名ほど採用いたしまして、合計10名で当分の間はワクチン接種対策室を運営してまいります。

これからの予定ですが、仕事の業務量に応じまして4月からの増員のほうも考えているというところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康推進課長 続きまして、(3) 那珂市新型コロナウイルスワクチン接種体制についてでございます。

29ページでございます。

ア、接種対象者の概要でございます。まず、医療従事者、人口3%と言われておりますが、約1,600人、高齢者としまして、65歳以上の方が約1万8,000人、基礎疾患のある方、20歳から64歳までで約1,800人、それから高齢者施設等従事者、人口の1.5%と言われておりますが、約800人、60歳から64歳の者が3,400人、上記以外、16歳以上が2万1,900人となっております。

イの接種順位等でございます。現時点での想定でございます。

(ア) 医療従事者向け先行接種ということで、2月17日から各都道府県の国立病院機構系医療従事者に先行接種が始まっております。対象者は、接種に同意する国立病院機構系医療従事者、全国100医療機関、約4万人。うち2万人につきましては安全性の調査のため観察記録をつけるというところでございます。茨城県内では、水戸医療センター及び茨城東病院の医師、看護師、事務職員等、約1,100人となっております。

(イ) でございます。医療従事者向け優先接種ということで、3月中旬の接種開始を見

込むというところでございます。現時点では開始時期が決まっておりません。対象者は、医療従事者と感染者の搬送に関わる救急隊員、患者と接する業務を行う保健所職員等も含むということで、県内は約9万人、那珂市内においては約1,600人というところでございます。那珂市内においては、7医療機関にて実施予定となっているところです。

30ページをお開きください。

(ウ) 高齢者向け優先接種でございます。高齢者施設入所者への接種ということで、4月1日以降の開始を見込むというところでございます。対象者は約1,100人。2月16日は高齢者施設への説明会等も開催しております。それ以外へ的高齢者への接種ということで、4月1日以降の開始を見込むということで、対象者は約1万7,000人でございます。

(エ) でございます。高齢者以外で基礎疾患を有する者への接種、高齢者施設等従事者への接種等でございます。基礎疾患を有する者、対象者は慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病、慢性の腎疾患、その他の基礎疾患を有し、通院等している者、BMI30以上の肥満の者、約3,400人でございます。それから、施設従事者、対象者は高齢者等が入所、居住する社会福祉施設等において利用者に直接接する職員、約800人でございます。

(オ) としまして、それ以外の者が、16歳以上の者が約2万1,900人でございます。その下でございます。

ウ、接種体制でございます。こちらも現時点での想定でございます。ワクチンの入荷次第ではかなり変更になる可能性がございます。上記のウ、エ、オのうち、高齢者施設入居者を除く者の接種方法については個別接種と集団接種の併用で協議中でございます。

まず、(ア) としまして、個別接種は協議中でございますが、医療機関で市内17から18か所の医療機関で個別接種で行っていただくという予定でございます。

(イ) としまして、集団接種の中でも医療機関がお休みのときに貸していただきまして集団接種扱いにするというようなやり方でございますが、そちらが市内の医療機関4か所、こちらも協議中でございます。それから、公共施設を、市内1か所を想定しております。現時点で中央公民館を想定しております。

(ウ) でございます。予約方法でございますが、個別接種の場合は直接その病院、診療所へ電話予約をするというところでございます。こちら、高齢者インフルエンザ予防接種時と同様の予約方法になるかということでございます。それから、集団接種でございますが、集団接種の場合は市で予約を受け付けるという予定でございます。電話、ウェブ、LINE等も予約システム等を構築しまして受け付ける予定でございます。市の総合保健センターひだまりにコールセンターを設置する予定でございます。

それから、エでございますが、接種に関する周知等でございます。

まず、(ア) 個人への接種券等の発送ということで、3月中旬から下旬までということでございますが、65歳以上の高齢者に接種券と予診票とお知らせ、案内の通知を送付いたします。4月以降でございますが、64歳以下の方に同じく接種券、予診票、お知らせ

等の送付をいたします。

(イ) 広報、ホームページ、SNS等による周知ということで、広報に特集ページの作成、ホームページ内に特設コーナー設置、LINEを活用した若者への接種勧奨、呼びかけ等を行う予定でございます。

オでございます。相談体制でございます。

まず、(ア) 予約接種に関する相談等でございますが、コールセンターをひだまり内に設置しまして、そちらにおいて電話による問合せ、相談等にも応じるというところでございます。

(イ) でございます。接種に関すること、副反応が生じたときの相談等につきましては、ワクチン接種に関する相談窓口ということで健康推進課内において直接相談に応じるということにしております。

それから、(4) でございます。新型コロナウイルスワクチン接種に係る予算についてでございます。

まず、ア、令和2年度予算ということで、委員会等でご説明はさせていただきますが、令和3年2月1日付専決処分ということで、新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで予算額2,655万6,000円を計上させていただきます。概要としましては、ワクチン接種に係る接種体制の確保等に係る準備経費、受診券等作成及びシステム改修、相談予約業務に係る委託料、それから65歳以上の高齢者への通知に係る郵送料等でございます。

イでございます。令和3年度予算ということでございます。概要でございますが、ワクチンの接種費用及び接種体制の確保に係る経費ということで、現在金額及び内容を精査している段階でございます。令和3年度補正予算に計上予定でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終了いたしました。

確認したいことありますか。

大和田議員 相談体制ということで、コールセンターは対策室、どこでやるんですか。

健康推進課長 コールセンターのほうは、現在2階の1室を、ゆうゆう室というんですけれども、そちらを専用にコールセンターという形で使わせていただくということになります。

大和田議員 人員なんかは、対策室でやるんですか。

健康推進課長 コールセンターは業務委託で民間に委託をする予定でございます。

大和田議員 室長も大分お疲れな顔が見えるようですから、これからだというのに。10人でこれ足りるのかな、全庁体制でという、ある意味国家プロジェクトだと思うんですけれども、10人体制でこれ足りるんですかね、室長から言いづらいですか、総務課か。

総務課長 総務課のほうで一応人数のほう、これは健康推進課のほうとも相談しまして、国からこういった業務をやってくれということで任されている業務を主に考え、その他、そ

の中でも業務委託をする部分もかなりありますので、それを除いた分は10人でできるという判断で設置をさせていただきました。

以上です。

大和田議員 今後、大変なことが多々出てくるかと思う、刻一刻と変わっていった大変なことがあると思うので、総務課のほうでもそういった連携として、対策室が潰れたら話にならないので、そこら辺よろしく願いいたします。

議長 ほかに。

笹島議員 確認しますけれども、これ集団接種、公民館とかそういうところでやる。それと、個別、これクリニックとかインフルエンザと同じですよ。もう一つが、高齢者施設に出向いて基本やりますけれども、出向いて接種するという。もちろん用意も大変ですよ、そういう、どうするのか分からないですけれども、それに漏れる方いらっしゃいますね。高齢者、基礎疾患者っていますね、大体第一優先それでやりますよ、医療従事者の次に。そうすると、例えば移動できない、クリニックへも来られない、要するに移動手段がないという方とかという、その漏れる方というのは、そういうことは把握して、市のほうで何かのケアをしてあげるといことも考えてあげているのかなということです。

健康推進課長補佐 健康推進課、玉川です。

今議員おっしゃられた中で、高齢者施設に関しましては私どもが出向いて接種するのではなくて、高齢者施設の中で嘱託医等決まっていられる場合には高齢者施設のほうと嘱託医のほうで連携を取りまして、その施設の中でどういった接種をするかということを決めていただきます。現在、インフルエンザの予防接種についても各施設等で実施はされておりますので、そういったところを先日説明会の中で説明させていただいて、施設に入居されている方というのは施設のほうで基本嘱託医の先生、かかりつけ医の先生等と相談をしながらその体制は考えていただくということになっておりますので、説明の中ではそこまでは先ほど説明はできなかったんですが、そういった形にはなっております。

あと、できるだけ、このワクチンは、国もそうですが、私どもの初めてのことで、医療機関の医師等についても初めて扱うワクチンですので、その辺りをいろいろ勘案しながら、できるだけかかりつけ医でご相談をいただきながら接種できる体制を取りたいということで医師会のほうとも協議をさせていただいて、できる限りかかりつけ医がある方は個別接種のほうを進めたいと、そういったところを周知していきたいと思っております。そういった中で、現状ですと大体皆さんどちらかのかかりつけ医をお持ちであろうというところで、何かしら、風邪を引いたにしても、もともと疾患を持っていらっしゃる方はそうだと思いますが、何かと医療機関等へはそれぞれの手段で行かれているというところは想像はしております。現時点においては、どういった方に対して支援を

どこまでしていくという具体的なところは検討しておりませんが、今後、もし必要であればそういったことは検討していきたいと考えております。ただ、医療機関へ行かれる方、全くどこにも行けないという方、ご親族だったり何かしらの手段を使いながら行っていただいているところはできる限りご協力をいただきたいとは考えております。

以上です。

笹島議員 問題は高齢者施設なんです。大きなところは構わないんですけども、グループホームとか何か小さめの、あるよね。そういうところの認知症の方とかという方は非常にお手間かかる、大変なんですよね。それを連れていったり云々というのはとても厳しくなると思うんで、本来だったら、ある程度人数がなければ接種はなかなか難しいから、そういうこともやっぱりどこのグループホーム、どこの介護施設とかということの、きちんと前もって前もってやっていかないと、これ時間との戦いですから、接種はね、そうですね。いつ接種できるかというよりも、準備、早め早めにしておかないと非常に大変な人数が来て、そこで集中してと、接種する人だって確保しておかないといけないんで、早め早めにそういうこと考えてやってほしいと思うんですけども、どうですか。

健康推進課長補佐 そういった準備が必要ということで、先日市内の高齢者福祉施設関係の職員にはウェブの形で説明をさせていただいて、各施設と主治医の先生、かかりつけ医の先生、嘱託医の先生、どういった体制が取れるかということ調整まずしてくださいというところをお願いしてあるところですので、その中で施設の中で難しいとか、医療機関、主治医の先生の接種が難しいといったときには一応市のほうにもご相談いただきたいと。そういった中で、市内の医療機関の先生のご協力を求めるとか、そういったところは検討していくということで、先日那珂医師会の市内の、那珂医師会は2市1村になりますので、那珂市の先生方、理事の先生方と話をさせていただいて、もしそういった相談があるとき、基本できるだけかかりつけということであれば、施設の嘱託医であるとかかかりつけの先生が接種するのが基本だけでも、どうにも調整がつかないというときにはご協力がいただけるようにということで依頼はしております。

議長 ほかにありますか。

花島議員 1つだけお伺いします。

接種対象の順番がありますよね。それで、29ページ見ていただければ、その中に医療従事者、高齢者、そして基礎疾患のある方は20から64歳となっているんですが、この基礎疾患のある人というのはどういうふうに見積もっているのか。また、実際に接種を実施するときどういうふうこの人は基礎疾患ありと診るのか。それ、どうなっているのでしょうか。

健康推進課長補佐 この基礎疾患のある方の概数の出し方なんですけど、私どもで1つ1つ数を数えられるわけではないので、国ほうで大体、ここにありましており20から64歳人口の6.3%と見て人数を想定するというところがありましたので、そちらをもとにこちらのほ

うは約1,800人ぐらいだろうというところで概算を出しております。この基礎疾患につきましては、先ほど説明の中でも課長が申しましたとおり、慢性の呼吸器疾患ですとか心臓病、腎臓疾患ですとか、そういった疾患がある方というのはもちろん基礎疾患がありますので大前提としてかかりつけ医にかかっている方ですので、順番的に高齢者の後そういった順番が来るというお知らせはもちろんさせていただきます。その中で、主治医の先生とご相談の上、いろいろな副反応のこともありますので、いろいろそういった情報の中でご判断をいただくようにご相談くださいといったところは周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

花島議員 確認なんですけれども、優先順位に入るか入らないかも含めてかかりつけ医のお医者さんと相談の上決まると考えていいんですか。

健康推進課長補佐 優先順位につきましては、国のほうで示している順位のとおりに進めていきますので、高齢者が一通り接種が終わりましたら、その後基礎疾患がある方という形で、現時点ではそういうふうな形での接種順位になっていくというところは変わりないんですけれども。

花島議員 それは分かっているんです。すみません。要するに、20から64歳、高齢じゃない方で基礎疾患があるから少し早めにするか、基礎疾患があなたあると見ないかという判断のことを聞いているんです。それは、やっぱり主治医さんの判断に任されるということかということなんです。

健康推進課長補佐 そのとおりです。

議長 ほかに。

寺門議員 今回のワクチン接種につきましては個別接種と集団接種と両方あるということで、まず最終的に本人の要望がなければできないよということになりますので、その情報の管理、非常に大切だなというふうに思っております。中でも、今回はファイザー製のワクチンですと2回接種をしなければいけないよということになっていますので、情報管理という面で1回目の完了報告、これをどうやって管理をしていくのか。2回目までうまくつなげていくのかということ。これ、新たな管理手法になるので、今までやったことないことだと思いますので、ぜひその辺をお聞きしたいのと、31ページに予算面でシステム改修というふうに予算、専決処分しましたとあるんですけれども、その辺の絡みもあるんでしょうか。

以上です。

健康推進課長補佐 接種状況の管理につきましては、ある程度予約をしていただいて当日接種されたというところをできるだけリアルタイムで把握していく必要があると。国のほうは、そういったことの中でリアルタイムで接種済みの確認ができるようにということでシステム改修を、システムの構築を今やっていますというところなので、管理につきま

してはそちらのほうを、活用していけるものであれば活用を考えております。

こちらの今年度の、先日の専決処分で予算を計上させていただいたシステムに関しましては、従来予防接種を受けた方が、いつ、どういったワクチン、どこの病院でやったのかというところを管理しているシステムが従来ございます。その中に新型コロナワクチンの接種という項目はありませんので、その中に新たに今回のコロナワクチンの接種歴を入れられる、いつ受けたというところを入れられる、そういったためのシステム改修ということで改修費を上げております。

以上です。

寺門議員 そうしますと、改修した分のシステムと後ほど国のほうで今作っているシステムというのはドッキングできて、うまく使えるというふうになるのでしょうか。それ、4月後半ぐらいから高齢者の接種が始まると思うんですけども、その辺にうまく充当できるのかどうかという見通しはどうなんでしょう。

健康推進課長 まず、国で今開発している新システムというのは、タブレットの中に写真機能がありまして、接種券のバーコードを写真で撮るとその人のデータが全部クラウド上に行くという状況なんですけれども、それと健康増進システムの改修したものについての連携はできません。現在のところできておりません。ただ、データの的にCSVというものに落として、それを取り込むということはできるという情報は伺っております。

寺門議員 できるだけ効率的に進められるよう、また準備のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

萩谷議員 1点なんですけれども、例えばかかりつけ医が市外だというお医者さんに通っている方もいますよね。そういう場合は、やっぱり市外で受けられるのか、それとも那珂市の市内の病院じゃないとだめなのか。ちょっとお伺ひしたいです。

健康推進課長補佐 このワクチン接種に関しましては、原則市町村ということにはなっておりますが、例外的に、必ずしも市町村、住民票があるところに現在いないと、学生さんですとかお子さんをお産みになって産後ご実家のほうにいらっしゃるとか、そういった方も想定されますし、今議員がおっしゃられたとおりかかりつけが市内にないという場合ですとか、いろいろそういうところは想定されている中で、そういった条件に合った方というのは例外的に市外の医療機関で接種ができるということは国のほうも示しております。ですので、かかりつけ医が市外の場合にはかかりつけの医療機関のほうにまず相談をいただいて、そこが接種できるということであればかかりつけ医の先生のところで接種をしていただくのが基本と考えております。ただ、医療機関によっては状況によって接種が難しいと言われることも想定はされますので、基本、市内外関わらずかかりつけ医にご相談をまずいただいた後で、そちらが市外の方で難しいという場合には市内の

医療機関を選択していただくということもあり得ることだとは思っております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等については終了といたします。

以上で全ての議事が終了をいたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

閉会（午後0時20分）

令和3年5月25日

那珂市議会 議長 福田 耕四郎